

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四十七号

##### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二十号の二(9)中「法第九条の三第十一項」の下に「（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。）及び法第九条の三の三第三項」を加え、同号(10)中「法第九条の三第十一項」の下に「（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同号(11)中「法第九条の三第十一項」の下に「（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同号(19)中「法第九条の三第一項」の下に「（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同号(20)中「法第九条の三第三項」の下に「（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号(21)中「法第九条の三第九項」を「法第九条の三の三第三項」に改め、同号(22)中「法第九条の三第八項」の下に「（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号(23)中「法第九条の三第九項」の下に「（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）」において準用する法第九条の三第三項」を加え、同号(48)中「(47)」を「(50)」に改め、同号中(48)を(51)とし、(47)を(50)とし、(46)を(49)とし、(45)を(48)とし、(44)を(47)とし、(43)を(46)とし、同号(42)中「(43)」を「(46)」に改め、同号中(42)を(45)とし、(41)を(44)とし、(40)を(43)とし、(39)を(42)とし、(38)を(41)とし、(37)を(40)とし、(36)を(39)とし、(35)を(38)とし、(34)を(37)とし、(33)を(36)とし、(32)を(35)とし、(31)を(34)とし、同号(30)中「(31)から(36)まで及び(39)」を「(34)から(39)まで及び(42)」に改め、同号中(30)を(33)とし、(29)を(32)とし、(28)を(31)とし、同号(27)中「許可施設設置者」を「許可施設設置者等」に改め、同号中(27)を(30)とし、同号(26)中「許可施設設置者」を「許可施設設置者等」に改め、同号中(26)を(29)とし、(25)を(28)とし、(28)の前に次のように加える。

(26) 法第九条の三の二第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理計画への定め又は変更の同意

(27) 法第九条の三の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の受付

第二条の表の第二十号の二(24)中「法第九条の三第十項」の下に「（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）」

」を加え、同号中(24)を(25)とし、(25)の前に次のように加える。

(24) 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）

において準用する法第九条の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の

届出の内容が相当である旨の通知

第二条の表の第二十号の二中「(38)に掲げる」を「(41)に掲げる」に改め、同表の第二十四号の二の二中(6)から(8)までを削り、(9)を(6)とし、(10)を(7)とし、(11)を(8)とし、(12)を(9)とし、同表の第三十五号中「(20)及び(39)」を「(20)、(23)、(25)、(39)、(42)及び(46)」に、「第二十四号の二の二(9)」を「第二十四号の二の二(6)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。